

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金 Q & A

	Q	A
1	この事業の目的は何ですか？	大学生等の県内就職又は就業を促進し、産業界と協力して若者の鳥取県への定着を図り、地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保することです。
2	奨学金の貸与（返還）を証するものはどこに依頼すればよいですか。	貸与を受けている奨学金事業実施団体に依頼してください。 ※奨学生証や貸与奨学金返還確認票は証明書となりませんので御注意ください。 なお、日本学生支援機構の奨学金を貸与している場合は、スカラネットPS内の「詳細情報」のプリントアウトも証明となりますので、ぜひご活用ください。
3	支給対象者の要件を教えてください。	大学等に在学する学生（6年制の大学は薬学部及び獣医学部に在籍する学生に限る）及び大学等を卒業した35歳未満の方で、無職又は有期雇用の状態であるか、若しくは県外に居住し県外の事業所等に勤務する方（ただし、対象業種か否かを問わず、県内の事業所に正規雇用で就職又は就業したことがある方は除く。）。 ※大学等：大学（短大を含む。）、大学院の修士課程、高等専門学校、専門学校（専修学校専門課程）、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校
4	支給対象者の認定を受けましたが、いつまでに就職又は就業しないといけませんか？	認定申請後お送りする認定通知書に記載されている「認定期間」内に就職又は就業してください。「認定期間」内に就職又は就業できなければ支給対象者の認定は無効となります。
5	支給対象者の認定後に、さらに貸与する奨学金を増やすなど、認定内容に変更があった場合の手続きはどうすればよいですか？	支給対象者の認定内容の変更申請が必要ですので以下の書類を提出してください。 ① 認定変更申請書 ② 支給対象者認定通知書の写し ③ 変更の内容を証明するもの

	Q	A
6	交付決定を受けたら、奨学金の返還は猶予されるのですか。	本助成金は、奨学金の返還を猶予するものではなく、奨学金の返還に対して助成をするものであることから、約定に従って奨学金を返還してください。
7	助成金はいつもらえますか。	助成金は、交付決定後、原則8年間に分けて支払われます。 各年度の助成金の支払いは、毎年度報告していただく状況報告書に基づいて審査をし、助成金額を確定した後になります。1回目の状況報告書の提出は、就職した年度の翌年度です。
8	専門学校を卒業後、短大に通い卒業予定です。短大では奨学金を借りていません。交付申請の際に提出する卒業証明書は、どちらの学校のものが必要ですか？	専門学校と短大、両方の卒業証明書が必要です。
9	対象業種に就職又は就業して助成金支給を受けているときに転職した場合、助成金の支給はどうなりますか？ ① 対象外業種へ転職、県外の事業所へ転職 ② 県内の対象業種へ転職	①の場合、助成金の支給対象外となります。支給された助成金は返還いただく可能性があります（ただし、事業主都合の解雇の場合は除く）。 ②の場合、離職後、1年以内に県内の対象業種へ再就職（正規雇用）した場合は引き続き助成金の支給対象となります。 「交付変更申請書」により、就業先が変更したことを申請してください。
10	繰り上げ返還をした場合、助成金はどうなりますか？	本助成金は、交付決定及び助成期間において、奨学金を返還中又は奨学金の返還残高があることが条件の一つになっています。 従って、繰り上げ返還等により助成を受けることが出来なくなる、又は助成金額が減額になる場合があります。
11	県内の事業所に採用されましたが、助成金の支給を受けている途中で、県外の事業所等に一時的に転勤となった場合は、引き続き助成を受ける事ができますか。	原則8年間の助成期間うち、鳥取県内に在住している期間のみ対象とし、助成金を支給します。 ただし、転勤・出向の場合は、通算3年以内は支給対象とし、助成金を支給します。 県外へ転居し、県外の事務所に拠点を移動し、その後県内での就業が見込めない場合には、助成金の支給対象外となります。

	Q	A
12	毎月の奨学金返還額を変更（減額返還、返還猶予）しましたが、どんな手続きが必要ですか？	「交付変更申請書」により変更申請をしてください。内容の分かる書類の写しの提出もお願いします。
13	奨学金返還を延滞している場合、延滞をまとめて支払った場合は、助成対象になりますか？	延滞をしている場合、毎年度の状況報告書の提出までに延滞分を支払えば該当年度分の助成の対象となります。
14	産休、育休期間は助成金の支給対象となりますか？	離職しなければ助成金の支給対象となります。介護休暇、病気休暇の場合も適用します。
15	金融機関の教育ローンは対象となりますか？	教育ローンは対象となりません。